

令和 7 年 10 月 29 日

官民共創型プロジェクト支援事業
プロ民間法人の登録要領
(令和 7 年度 1 次公募)

登録申請期間：令和 7 年 10 月 29 日～11 月 28 日

目次

1. はじめに	3
(1) 「官民共創型プロジェクト支援事業」におけるプロ民間法人登録制度の趣旨	3
(2) 対象となるプロ民間法人	4
(3) 本登録制度のスキーム	5
(4) 登録受付期間	5
(5) プロ民間法人の登録要件等	5
(6) 登録単位	7
(7) 登録後の遵守事項	8
2. 登録申請	8
(1) 登録までの流れ	8
(2) 登録申請フォーム	9
(3) 登録の通知	12
3. 変更・取消申請	12
(1) 変更・取消申請	12
4. 注意事項	12
5. 問い合わせ先	12
別紙 官民共創型プロジェクト支援事業の概要	17

1. はじめに

(1) 「官民共創型プロジェクト支援事業」におけるプロ民間法人登録制度の趣旨

日本経済は、賃上げ率・国内投資ともに 30 年ぶりの高水準にあり、変化の兆しが現れる中、多くの中小企業は、物価高や人手不足などの経営課題に直面しています。経済の好循環を全国に行き渡らせるためには、中小企業全体の「稼ぐ力」を底上げするとともに、地域経済にインパクトを与える成長企業を創出していくことが重要です。特に売上高が 100 億円に及ぶ企業は、一般的に賃金水準が高く、輸出による外需獲得やサプライチェーンへの波及効果も大きいなど、地域経済に与えるインパクトもより大きいものとなります。

中小企業者が、売上高 100 億円などの飛躍的な成長を目指す際には、成長段階ごとの経営課題（成長の分岐点）が存在します。これらの課題を乗り越え、海外販路開拓、新事業・新分野進出、DX、M&A、IPO、人材確保などの事業変革を進める必要があります。

こうした事業変革の実現には、従来中小企業者内で蓄積してきたノウハウにくわえ、専門的な実務支援を行う民間支援事業者（プロ民間法人）による支援を組み合わせることが効果的です。一方で、中小企業者は、「費用に見合う効果が感じられない」、「自社に合うコンサルに出会う機会がない」等の理由により、プロ民間法人の支援を受けることに踏み切れないケースも多く見受けられます。

そこで、官民共創型プロジェクト支援事業では、中小企業者が事業変革によって飛躍的な成長を実現する際に、プロ民間法人の実務的支援を組み合わせ、独立行政法人中小企業基盤整備機構（機構）も共創型で支援することで、中小企業者の成長スピードと成功度合いの向上を図ります。なお、プロ民間法人と機構による中小企業者各社への共創型支援を「プロジェクト」と定義します。

プロ民間法人登録制度では、官民共創型プロジェクト支援事業に登録されたプロ民間法人（登録プロ民間法人）として参画することを希望するプロ民間法人の皆さまに、支援領域・支援内容、支援対象業界、支援可能エリア等をご登録いただきます。

(2) 対象となるプロ民間法人

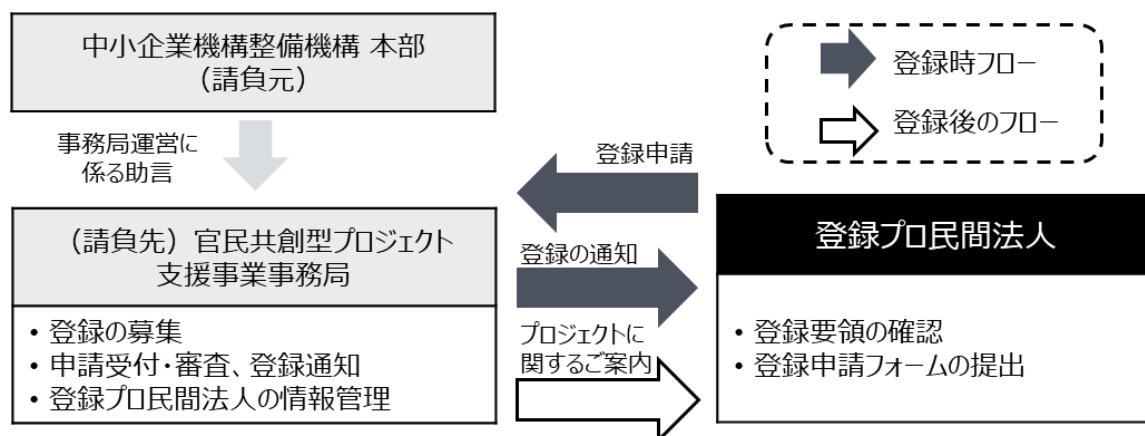
本登録制度の対象となるプロ民間法人は、中小企業者を対象にした以下の支援内容について、実務的支援の実績や専門的知見・ノウハウ、リソースを有し、かつ後述 1.(5) (5 ページ) の登録要件を満たす法人です。

支援領域		支援内容
顧客開発	マーケティング・ブランディング	・市場調査、ターゲット設定、ブランドメッセージ開発、プロモーション計画、効果測定分析
	顧客体験の向上 (CX 強化)	・顧客ニーズ分析、サービス改善、ユーザー視点設計、フィードバック収集、パーソナライゼーション
海外展開	海外販路開拓	・市場分析、パートナー選定、商習慣調査、契約交渉支援、プロモーション戦略策定
	海外拠点整備	・市場調査、戦略立案、現地法人設立支援、法規制対応、拠点運営サポート
ファイナンス	M&A	・事業評価、買収候補選定、交渉支援、契約書作成、デューデリジェンス実施
	IPO	・資本政策設計、財務諸表整備、内部統制構築、証券会社選定、上場申請書類作成
事業開発	新事業・新分野進出	・市場調査、事業計画策定、技術開発支援、リソース調達、リスク評価
	DX	・現状分析、デジタル戦略策定、技術導入支援、プロセス改善、従業員教育
	環境・サステナビリティ	・環境影響評価、サステナビリティ戦略策定、CSR 活動支援、省エネ技術導入、報告書作成
リソース活用	知的財産(IP)戦略	・特許取得支援、ライセンス交渉、権利侵害監視、ポートフォリオ管理、知財活用促進
	人材確保	・経営幹部の育成強化、採用戦略策定、求人広告作成、面接プロセス支援、職場環境改善、教育研修計画
リスク・ガバナンス	リスクマネジメント	・リスク戦略の策定・実行支援、リスクガバナンス、リスク管理手法の高度化支援、リスクカルチャー醸成支援
	ガバナンス	・取締役会の実効性評価支援、グループ・グローバルガバナンス体制の設計・構築・高度化支援
その他		・上記以外で、中小企業者の成長に有効と考えられる支援内容

(3) 本登録制度のスキーム

本登録制度のスキームは、機構本部から受託した官民共創型プロジェクト支援事業事務局が、登録の募集、申請受付・審査、登録通知、情報管理を一括して担当します。

登録後の詳細な事業スキームは、別紙 1.(5)本事業の詳細スキーム（18 ページ）をご参照ください。



(4) 登録受付期間

以下の期間において、プロ民間法人の登録申請が可能です。

登録期間：令和 7 年 10 月 29 日（水）～令和 7 年 11 月 28 日（金）

※ 第 2 回目以降の登録期間は未定です。

※ 申請内容に不備・不足等があり、すみやかに不備が解消されない場合は登録できません。

(5) プロ民間法人の登録要件等

プロ民間法人として登録を受けるためには、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 「登録申請フォーム」に必要事項を記載し、提出すること。

※ 詳細は「2. 登録申請」をご参照ください。

- ② 令和 7・8・9 年度の全省庁統一資格で、「役務の提供等」に登録されており、等級は「A～D」のいずれかに該当する者であること。なお、特別な事情により資格を取得していないプロ民間法人は事務局に相談すること。
- ③ 機構及び全省庁統一資格が有効となる各省各庁（附属機関その他の機関並びに地方支分部局を除く）にて、補助金交付の停止及び契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

と。

※全省庁統一資格については「調達ポータル」を参照のこと

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/geps-chotatujocho/resources/app/html/shikaku.html>

- ④ 登録にあたり、以下の i～iv について理解・同意すること。
- i. 本事業は、中小企業者が登録プロ民間法人の実務的支援を組み合わせながら、飛躍的成長に向けた変革を自ら続けていく力を付けることを目指すものです。そのため、今後中小企業者が自らプロ民間法人の実務的支援を活用する手法の習得も併せて支援するものであり、機構が単に資金面の肩代わりをする事業ではありません。中小企業者との対話と傾聴を通じて、中小企業者が抱える本質的な課題に気づくよう促し、内発的な動機づけにより事業者の潜在力を発揮させ、課題解決に至る実務的取り組みを支援していきます。
 - ii. 登録プロ民間法人に登録されたら、プロジェクトごとに事務局が機構の確認を経て支援可否の確認依頼を行います。ただし、登録プロ民間法人が支援提案を行った場合でも、複数の登録プロ民間法人の中から中小企業者がプロジェクトの支援者を選定するため、必ずしも契約できるわけではありません。
 - iii. プロジェクトの契約は、中小企業者と登録プロ民間法人との二者間で直接締結いただく予定です。なお、プロジェクトの報酬総額（受益者負担金及び機構負担金を合算した金額）は、プロジェクト終了後に、事務局より支払われます（詳細は、別紙 1.(5) ⑦本事業の詳細スキーム（18 ページ）をご参照ください）。
 - iv. プロジェクトの支援中に、機構が必要に応じてモニタリングとして支援への同席等を行う場合があります。
- ⑤ 登録後、「1.(7)登録後の遵守事項（8 ページ）」を遵守すること。
- ⑥ 登録を希望するプロ民間法人は、プロジェクト支援時に中小企業者と締結する秘密保持契約の内容に関わらず、当該中小企業者が、事務局が開設する情報提供窓口当該プロジェクト支援に関して相談等を行う行為を制限しないこと。
- ⑦ 登録を希望するプロ民間法人及びその役員等（代表者及び役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。）が反社会的勢力に該当せず、今後においても、反社会的勢力との関係をもつ意思がないこと。

※ 反社会的勢力とは以下のいずれかに該当する者をいう。

- i. 暴力団
- ii. 暴力団員
- iii. 暴力団準構成員
- iv. 暴力団関係企業
- v. 総会屋等
- vi. 社会運動等標ぼうゴロ
- vii. 特殊知能暴力集団等
- viii. 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

- ・ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社若しくは自団体の経営を支配していると認められること
 - ・ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社若しくは自団体の経営に実質的に関与していると認められること
 - ・ 自己、自社、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ・ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ・ その他前各号に掲げる者と社会的に非難されるべき関係にあると認められること。
- ⑧ 本事業によって得られた機密情報（機構・事務局・中小企業者から提供された各種非公開情報）を第三者に開示又は漏洩しないことについて、同意・誓約すること。
- ⑨ 本登録要領記載の情報の利用目的及び「官民共創型プロジェクト支援事業」の業務執行の適正性の確保のために、登録申請時にプロ民間法人が事務局に提供した情報については、事務局から機構に共有するとともに、企業秘密にあたる部分を除き、必要に応じ、機構又は事務局が支援申込を行う中小企業者に提供することについて同意し、異議を申し述べないこと。また、申請時に提供した情報に関して機構及び事務局から確認がある場合は協力すること。
- ⑩ 登録プロ民間法人が支援を行うにあたり、その一部を外部に委託することは妨げない。ただし、外部委託を行う場合は、原則として支援計画案（別紙 1.(5)⑦本事業の詳細スキーム（18 ページ）参照）の作成時に、次に掲げる事項を記載するものとする（外部委託先が複数になる場合は、委託先ごとに記載すること）。また、支援合意時に外部委託についても中小企業者と合意するものとする。なお、中小企業者との支援合意後、委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、相手方に遅滞なく変更の届出を提出し、事務局及び機構の確認を得た上で、中小企業者の承認を得ること。
- ① 委託の相手方の商号又は名称
 - ② 委託を行う業務の範囲
 - ③ 委託予定額
 - ④ 委託を行う合理的理由
 - ⑤ 委託先の類似の業務実績・遂行スキル
 - ⑥ その他必要と認められる事項
- ⑪ 登録後、機構及び事務局が、機構 HP 等において登録プロ民間法人として公表されることに同意すること。

（6） 登録単位

登録プロ民間法人は、事業者（法人）ごとの登録とし、1 事業者につき 1 登録とします。グループでの登録はできません。

(7) 登録後の遵守事項

登録プロ民間法人は、登録後も以下の事項を遵守する必要があります。

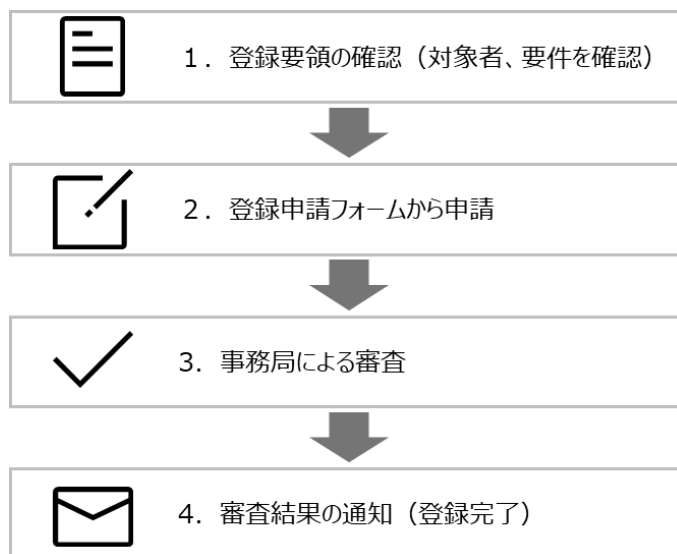
これらが遵守されていない場合、登録を取消すこともありますのでご注意ください。

- ① 登録フォームで誓約した事項を遵守すること。
- ② 登録情報に変更がある場合は、速やかに事務局に連絡をすること。
- ③ 機構、事務局からのアンケート・ヒアリングに協力すること。
- ④ 「登録プロ民間法人」であることを本事業の目的外（営業活動等）で利用しないこと。
- ⑤ 登録プロ民間法人の役職員が役員等（代表者及び役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有するものと認められるものを含む。）を務める中小企業者に関し、事務局から仕様書の照会を受けた場合であっても、当該仕様書に基づく支援計画案を作成・提出しないこと。

2. 登録申請

(1) 登録までの流れ

登録プロ民間法人の登録までの流れは以下のとおりです。



※ 登録申請に当たっては、事務局が備える申請フォーム等を通じて行うため、インターネット環境及びEメールの送受信環境を利用します。

※ 申請後、2週間ほどで事務局からメールにて通知をいたします。

(2) 登録申請フォーム

登録申請をする際は、「登録申請フォーム」よりお願いいたします。なお、記載内容に関して機構及び事務局から追加で事実確認または資料提出等を求めることがあります。

① 登録申請フォームのリンク先

<https://forms.office.com/r/G9H40Au0xd>

② 登録申請フォームの項目

No.	項 目（※の項目は必須）
1	【申請者の基本情報】 ※本事業の関係者・支援対象中小企業者への開示対象の情報となります ・ 法人番号※ ・ 企業名（商号）※ ・ 代表者氏名※ ・ 本店所在地※ ・ 資本金※ ・ 従業員数※ ・ 業種※ ・ 会社ホームページ URL※ ・ 全省庁統一資格の有資格者詳細ページの URL※ (補足：政府電子調達(GEPS)における有資格者名簿内) https://www.chotatujoho.geps.go.jp/csjs/ex016/StartShikakushaMenuAction.do ・ 登録希望理由※ ・ 品質マネジメント認証（ISO9001、ISO21500 など）の取得状況※ (補足：品質マネジメント認証の取得は登録要件ではないため、該当しない場合は「なし」と記載) ・ 情報セキュリティ認証（ISMS、プライバシーマーク取得など）の取得状況※ (補足：情報セキュリティ認証の取得は登録要件ではないため、該当しない場合は「なし」と記載)
2	【ご連絡先】 ※機構及び事務局限りで情報を取り扱います ・ 担当者名※ ・ 所属※ ・ メールアドレス※ ・ 電話番号※
3	【支援業務に関する事項】 ※本事業の関係者・支援対象中小企業者への開示対象の情報となります ・ 提供可能な専門領域（産業・業界）（複数選択可）※ (補足：詳細は付表1「専門領域（産業・業界）」の補足資料を参照ください。) ・ 提供可能な支援メニュー（複数選択可）※ (補足：詳細は付表2「支援メニュー」の補足資料を参照ください。) ・ 提供可能な支援メニューのうち、特に強みのあるメニューの番号や「その他」の内容（自由記述） ・ 年間売上規模 10～100 億円の成長企業に対する支援内容について参考に例示（自由

No.	項 目（※の項目は必須）
	記述） ・ 年間売上規模 10～100 億円の成長企業に対する支援実績（件数、主だった事例・成果）（自由記述）※ ・ 年間売上規模 10～100 億円の成長企業に対する支援内容や実績を補足する Web サイト URL（自由記述） ・ これまでに支援した企業の主たる年間売上規模（複数選択可） ・ 専門人材の有無・人数（自由記述）※ 例：●●業界で 10 年以上経験した専門人材○名、中小企業診断士 20 名以上、弁護士、公認会計士が在籍など ・ 対応可能なエリアを選択（複数選択可）※ ・ アピールコメント（自由記述）
4	【財務情報】※機構及び事務局限りで取り扱う情報となります ・ 決算月※ ・ 売上（1 期前（直近決算）、2 期前、3 期前）※ ・ 営業利益（1 期前（直近決算）、2 期前、3 期前）※ ・ 自己資本（1 期前（直近決算）、2 期前、3 期前）※ ・ 総資産（1 期前（直近決算）、2 期前、3 期前）※
5	【同意・誓約】 ・ 令和 7・8・9 年度の全省庁統一資格で、「役務の提供等」に登録されており、等級は「A～D」のいずれかに該当する者である。なお、特別な事情により資格を取得していないプロ民間法人は事務局に相談すること。※ ・ 機構及び全省庁統一資格が有効となる各省各庁（附属機関その他の機関並びに地方支分部局を除く）にて、補助金交付の停止及び契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。※ ※全省庁統一資格については「調達ポータル」を参照のこと https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/geps-chotatujocho/resources/app/html/shikaku.html ・ 登録にあたり、本登録要項の「1.(5) プロ民間法人の登録要件等」の④i～iv について理解・同意すること。 ・ 登録後、本登録要領の「1.(7)登録後の遵守事項」を遵守すること。※ ・ 登録を希望するプロ民間法人は、プロジェクト支援時に中小企業者と締結する秘密保持契約の内容に関わらず、当該中小企業者が、事務局が開設する情報提供窓口当該プロジェクト支援に関して相談等を行う行為を制限しないこと。※ ・ 登録を希望するプロ民間法人及びその役員等（代表者及び役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。）が反社会的勢力に該当せず、今後においても、反社会的勢力との関係をもつ意思がない

	こと。※ ※ 反社会的勢力とは以下のいずれかに該当する者をいう。 1. 暴力団 2. 暴力団員 3. 暴力団準構成員 4. 暴力団関係企業 5. 総会屋等 6. 社会運動等標ぼうゴロ 7. 特殊知能暴力集団等 8. 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者 ・ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社若しくは自団体の経営を支配していると認められること ・ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社若しくは自団体の経営に実質的に関与していると認められること ・ 自己、自社、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること ・ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること ・ その他前各号に掲げる者と社会的に非難されるべき関係にあると認められること。 ・ 本事業によって得られた機密情報（機構・事務局・中小企業者から提供された各種非公開情報）を第三者に開示又は漏洩しないことについて、同意・誓約すること。※ ・ 本登録要領記載の情報の利用目的及び「官民共創型プロジェクト支援事業」の業務執行の適正性の確保のために、登録申請時にプロ民間法人が事務局に提供した情報については、事務局から機構に共有するとともに、企業秘密にあたる部分を除き、必要に応じ、機構又は事務局が支援申込を行う中小企業者に提供することについて、同意し、異議を申し述べないこと。また、申請時に提供した情報に関して機構及び事務局から確認がある場合は協力すること。※ ・ 登録プロ民間法人が支援を行うにあたり、その一部を外部に委託することは妨げない。ただし、外部委託を行う場合は、原則として支援計画案の作成時に、次に掲げる事項を記載するものとする（外部委託先が複数になる場合は、委託先ごとに記載すること）。また、支援合意時に外部委託についても中小企業者と合意するものとする。なお、中小企業者との支援合意後、委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、相手方に遅滞なく変更の届出を提出し、事務局及び機構の確認を得た上で、中小企業者の承認を得ること。 ① 委託の相手方の商号又は名称 ② 委託を行う業務の範囲 ③ 委託予定額 ④ 委託を行う合理的理由 ⑤ 委託先の類似の業務実績・遂行スキル
--	---

No.	項 目（※の項目は必須）
	⑥ その他必要と認められる事項 ・ 登録後、機構及び事務局が、機構 HP 等において登録プロ民間法人として公表されることに同意すること。

（3） 登録の通知

登録期間中に申請のあったプロ民間法人について、申請内容に不備がないことを確認された場合には、事務局より申請者に対して登録した旨を、順次メールで通知します。

3. 変更・取消申請

（1） 変更・取消申請

登録後に登録内容に変更が生じた場合や登録取消を希望する場合に、問い合わせフォームより、変更内容を提出してください。なお、事務局及び機構は、変更内容を確認・審査の上、当該変更を反映します。

4. 注意事項

- （1）プロ民間法人への登録を申請するにあたり、虚偽の内容を含む申請を行ってはなりません。その内容に偽りがあることが判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生じる可能性があることを認識し、誠実かつ的確な申請をしてください。登録後、不正をした事が明らかになった場合は登録を取消します。
- （2）本登録により提供された情報については、個人情報や企業情報等を識別・特定できない形態に加工し公表等を行います。
- （3）プロ民間法人及び中小企業者は、本事業の遂行に関し、相談・確認を行うべき事項がある場合には事務局に連絡することとし、必要がある場合には、機構に対して相談・確認を行うことができます。問い合わせ先は後述 5.のとおりです。

5. 問い合わせ先

官民共創型プロジェクト支援事業 事務局（PwC コンサルティング合同会社）

- ・ 問い合わせフォーム：<https://forms.office.com/r/bjPcHx1Bq3>

※受付後、速やかに事務局よりメールにて回答いたします

独立行政法人中小企業基盤整備機構 企画部 成長企業支援室

hiyaku-support@smrj.go.jp

付表1 専門領域（産業・業界）

専門領域（産業・業界）	具体例
自動車業界	自動車製造、自動車部品製造、カーデザイン・設計、自動車販売、自動運転技術
重工業・エンジニアリング業界	航空宇宙・防衛産業、鉄道車両製造業、造船業
産業機械	産業機械製造
素材・化学	石油化学製品製造、高性能材料開発、プラスチック製品製造、化学製品製造、鉄鋼業、金属製品、ゴム製品製造、窯業・土石製品製造
エネルギー・資源・鉱業	エネルギー業界、石油・資源開発、再生可能エネルギー産業（風力、太陽光）、バイオ燃料
建設	建築設計、土木工事、解体事業、インテリアデザイン、不動産開発
運輸・物流	貨物運送業、航空運輸、鉄道運輸、港湾運営、倉庫業
消費財・小売・流通	消費財（食品・飲料、ファッション・アパレル、家電製品、オンライン）の小売・流通
情報通信分野	ソフトウェア開発、ハードウェア製造（情報通信機器、電子部品・デバイス・電子回路）、IT サービス、AI 技術、IoT（モノのインターネット）、通信サービス、インターネットプロバイダー、モバイル通信技術、データセンター運営、サイバーセキュリティ
エンターテインメント・メディア	映画・映像制作、音楽制作・配信、出版・印刷メディア、放送業、デジタルメディア
ホスピタリティ・レジャー	ホテル・宿泊業、レストラン・飲食業、旅行代理店、スポーツ・フィットネス、アミューズメントパーク
商社	各種卸売業
金融・保険サービス	銀行業、保険業、証券業、資産管理、投資信託
不動産	不動産業
都市・インフラ	都市計画、公共交通運営、上下水道管理、電力供給管理、通信インフラ整備
農林水産・食・バイオ	農業生産、林業・木材加工、水産業、食品加工・製造、バイオテクノロジー
ヘルスケア・医療ライフサイエンス	病院・診療所運営、製薬業、バイオ医薬品開発、医療機器製造、健康・福祉サービス
人材サービス	人材派遣業、人材紹介業
その他	その他

付表2 支援メニュー

項目	フェーズ	支援メニュー（例）
a. マーケティング・ブランディング	1.構想・企画	成長仮説・ブランド戦略策定、市場・顧客・競合の分析、KPI・実行計画設計
	2.構築・実行	クリエイティブ/メディア運用、デジタル基盤整備、効果測定・運用改善サイクル構築
	3.定着・最適化	効果測定、顧客維持、ガバナンスと組織ケイパビリティ強化
b. 顧客体験の向上（CX強化）	1.構想・企画	CX課題・顧客インサイト整理、CXビジョン・戦略/ロードマップ策定、組織・体制設計
	2.構築・実行	コンテンツ・UX改善、テクノロジー導入/統合支援、実行管理・PDCA
	3.定着・最適化	効果検証・モニタリング、スケール戦略・標準化/ロールアウト支援、ガバナンス・能力移管/EX連動
c. 海外販路開拓	1.構想・企画	市場機会の特定、参入戦略の策定、販売チャネル戦略の立案
	2.構築・実行	パートナー選定・交渉支援、販売供給体制の整備、マーケティング・営業体制の構築
	3.定着・最適化	販売実績の管理・分析、パートナーマネジメント強化、事業の改善と成長
d. 海外拠点設立	1.構想・企画	参入戦略設計、規制・税務・許認可の確認、投資計画策定
	2.構築・実行	PMO、運営ロードマップ策定・進行、許認可・オフィス立上げ、オペレーション構築
	3.定着・最適化	組織・人材開発/チェンジマネジメント、業績管理・オペレーション改善、リスク管理・拡張戦略
e. M&A	1.M&A：構想・企画	戦略策定、ターゲットサーチ、初期調査
	2.M&A：構築・実行	DD（デューデリジェンス）、ディール交渉
	3.PMI：構想・企画～定着・最適化	経営統合計画の策定、経営統合計画の実行
f. IPO	1.構想・企画	プロジェクト計画策定、資本政策の骨子策定、事業計画の高度化
	2.構築・実行	体制の構築、社内規程の整備、申請書類作成・審査対応
	3.定着・最適化	IR活動・投資家対応支援、ガバナンス・開示体制の運用支援

項目	フェーズ	支援メニュー（例）
g. 新事業・新分野進出	1.構想・企画	新事業戦略策定、外部環境調査、事業アイデア創出
	2.構築・実行	事業性検証（FS）、事業計画策定、初期顧客獲得
	3.定着・最適化	営業・販路拡大、組織・オペレーション高度化、選択と集中/リバイバル
h. DX	1.構想・企画	DX ビジョン・戦略策定、現状課題の可視化、DX 推進計画の策定
	2.構築・実行	プロジェクト推進支援（PMO）、業務要件定義・分析支援、組織・人材変革支援
	3.定着・最適化	全社展開とガバナンス構築、DX 効果評価と次世代テーマ検討、デジタルリスク体制の強化
i. 環境・サステナビリティ	1.構想・企画	環境データの収集・分析、目標・方針の策定、環境影響マップの作成
	2.構築・実行	施策実行支援、データ管理・レポートニング支援
	3.定着・最適化	パフォーマンス管理・保証高度化、サプライチェーン・エコシステム拡張、報告・ガバナンス/監査対応
j. 知的財産(IP)戦略	1.構想・企画	IP 戦略・ロードマップ設計、競合・技術/市場インテリジェンス、体制・ポリシー設計
	2.構築・実行	出願・権利化の実行支援、FTO/クリアランスとリスク対応、管理・運用の仕組み構築
	3.定着・最適化	ポートフォリオ管理・最適化、知財活用促進、権利侵害監視（エンフォースメント）
k. 人材確保	1.構想・企画	採用戦略策定、求人広告作成（設計）、面接プロセス支援（設計）
	2.構築・実行	採用戦略の運用伴走、求人広告作成・運用、面接プロセス支援（運用伴走）
	3.定着・最適化	職場環境改善、教育研修計画、経営幹部の育成強化
l. リスクマネジメント	1.構想・企画	リスクマネジメント成熟度クイック診断、体制・規程レビュー、監視基盤の整備
	2.構築・実行	リスクガバナンスの整備、リスク評価とマネジメントプログラムの策定・実施、ツール導入（GRC/ワークフロー/可視化）
	3.定着・最適化	モニタリング/レポートニング高度化、運用レビュー/成熟度確認と改善、規制対応・外部アシュアランス支援
m. ガバナンス	1.構想・企画	現状診断・成熟度アセスメント、規程・内部統制レビュー、ロードマップ・ビジネスケース作成

項目	フェーズ	支援メニュー（例）
	2.構築・実行	規程・プロセスの整備支援、体制構築 PMO・チェンジマネジメント、ツール導入（GRC/ワークフロー/可視化）
	3.定着・最適化	運用評価・監査支援、パフォーマンス最適化、能力移転・内製化支援
n. その他	-	-

別紙 官民共創型プロジェクト支援事業の概要

1. 官民共創型プロジェクト支援事業について

(1) 官民共創型プロジェクトの目的

中小企業者が、売上高 100 億円等への飛躍的な成長を目指す際には、成長段階ごとの経営課題（成長の分岐点）が存在しており、こうした課題を乗り越え事業変革（例：海外販路開拓、新事業・新分野進出、DX、M&A、IPO、人材確保等）を進める必要があります。

事業変革の実現にあたっては、従来中小企業者内で蓄積してきたノウハウにくわえ、コンサルティング会社、弁護士法人、税理士法人、監査法人といった専門的な実務支援を行う民間支援事業者（以下、「プロ民間法人」という）による実務的支援を組み合わせることが効果的である。一方で、中小企業者は、「費用が高額である」、「コンサルの利用経験が少なく、目利き力が不足している」等の理由によりプロ民間法人の支援を受けるといった経営判断に至ることができないことも多いのが現状です。

そこで、中小企業者が事業変革により飛躍的な成長を実現するに際して、プロ民間法人の実務的支援を組み合わせ、機構も共創型で支援することにより、中小企業者の成長スピードと成功度合いの向上を図るとともに、中小企業者によるプロ民間法人の活用手法の習得及び機構の共創型支援ノウハウの蓄積を目的として実施します。

なお、プロ民間法人と機構による中小企業者各社への共創型支援を「プロジェクト」といいます。

(2) プロジェクトの支援対象者

機構の「成長企業伴走支援事業」利用先（以下、「伴走支援先」という。）であって、下記の条件に該当する中小企業者とする。

- ・ 機構の従来の支援では手が届かない実務的取り組みを支援することにより、加速的な成長の実現に資する場合（利用するタイミングは機構支援メニューの利用前後を問わない。本事業の活用がより効果的と思われるタイミングとする）
- ・ 目利き力の不足・接点を有していない、等の理由により、中小企業者が適切なプロ民間法人の支援を受けられていない場合

なお、本事業は今後中小企業者が自らプロ民間法人を活用する手法の習得も併せて支援するものであり、機構が単に資金面の肩代わりをする事業ではない。

(3) 中小企業者 1 社あたりの支援期間・回数

- ・ 支援期間：プロジェクトごとに定める（プロジェクトの開始から終了までは、2～3 か月程度。プロジェクトによっては 6 か月等もありうる）
 - ・ 支援回数：中小企業者 1 社につき 1 回限り（3 事業年度の中で 1 回）
- ※登録プロ民間法人 1 社あたりのプロジェクト実施回数の制限はなし

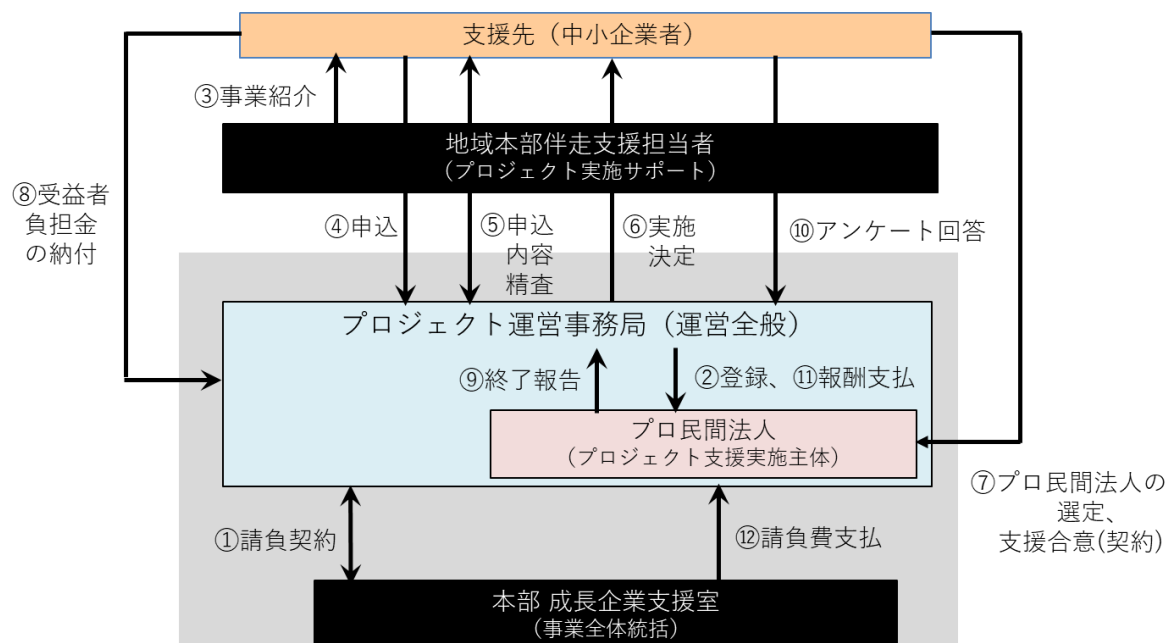
(4) プロ民間法人への報酬の費用負担割合（税込）

- ・ 機構負担割合：上限 1,500 万円（総額の 2/3 以下）
- ・ 中小企業者の負担割合：総額の 1/3 以上

（例）総額 2,500 万円の場合 機構：1,500 万円、中小企業者：1,000 万円）

なお、プロジェクトごとの全体の契約金額は 1,000 万円～3,000 万円を想定している。

(5) 本事業の詳細スキーム



① 請負契約：

官民共創型プロジェクト支援事業については、機構の調達手続きを経て、PwC コンサルティング合同会社が事務局を担い、機構と請負契約を締結しています。

② プロ民間法人の登録：

本要領に示すものであり、事務局はプロ民間法人からの申請を審査の上、登録を行います。登録後、機構及び事務局が機構 HP 等で登録プロ民間法人として公表します。

③ 事業紹介：

機構より広く本事業の周知を行い、案件の発掘を行います。

④ 申込：

中小企業者が事務局に対して本事業に係る支援申込を行います。

⑤ 申込内容精査：

機構と事務局が中小企業者の支援ニーズを詳細にヒアリングし、支援実施内容の精査を行います。

⑥ 支援実施決定：

上記⑤を踏まえ、事務局が登録プロ民間法人に提示する仕様書を作成します。当該仕様書について中小企業者の了承を経て実施決定とします。

⑦ プロ民間法人の選定、支援合意（契約）：

- ・ プロ民間法人の選定：

事務局は機構の確認を経て、提供可能な専門領域（産業・業界）、提供可能な支援メニュー、これまでの支援実績等を踏まえ、支援を実施する候補となる登録プロ民間法人に対し、仕様書の照会をメールにて行います。

当該支援が実施可能な登録プロ民間法人は事務局に対して支援の意思表示を行うとともに、仕様書に基づく支援計画案を作成し、事務局に提出します。

提出された支援計画案について、1次審査として外部有識者が支援計画案による支援の妥当性・実現性等を審査し、中小企業者に提示する支援計画案を複数選定するとともに、機構による確認を経て事務局が登録プロ民間法人に対して審査結果を通知します。

1次審査を通過した支援計画案を作成した登録プロ民間法人は、2次審査として中小企業者に対して支援計画案の説明（プレゼンテーション）を行います。

中小企業者は登録プロ民間法人からの説明を基に審査し、支援を受ける登録プロ民間法人を選定します。

・支援合意（契約）：

事務局は機構による確認を経て、2次審査に参加した登録プロ民間法人に対して、選定結果の通知を行います。

事務局が作成した合意文書案に基づき、中小企業者と選定された登録プロ民間法人との2者間で支援合意（契約締結）を行います。

⑧受益者負担金の納付：

中小企業者は当該支援計画による支援に必要な費用のうち、中小企業者が負担する金額（受益者負担金）を事務局へ支払います。

事務局は中小企業者からの入金を確認でき次第、登録プロ民間法人に対して当該支援を開始してよい旨を通知します。

～支援計画によるプロジェクトの実施～

⑨終了報告：

プロジェクト終了後、支援を行った登録プロ民間法人は事務局に対して終了報告を行います。事務局は当該報告を機構に提出します。

⑩アンケート回答：

プロジェクト終了後、支援を行った登録プロ民間法人及び支援を受けた中小企業者に対して、事務局からアンケート調査を行います。事務局は当該アンケート結果を機構に提出します。

⑪報酬支払：

事務局は上記⑨及び⑩により当該プロジェクトが終了したことが確認でき次第、機構に報告するとともに、プロジェクト開始時に中小企業者が事務局に支払った受益者負担金を含め、当該プロジェクトに係る費用総額を登録プロ民間法人へ支払います。

以上